

気象情報の名称が変更されました (令和8年5月29日~)

国土交通省と気象庁は、災害時に「いつ、どのように行動すればよいか」をわかりやすくするため、防災気象情報（河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮）を5段階の警戒レベルに合わせて発表することに変更されました。

< 新たな防災気象情報 一覧 >

	河川氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動	
警戒レベル 5相当	日野町は対象外	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	日野町は対象外	命の危険 直ちに安全確保!	
< 警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難! >						
警戒レベル 4相当		レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報		危険な場所から 全員避難	
警戒レベル 3相当		レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報		避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など	
警戒レベル 2		レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報		避難行動を確認 (避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)	
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める	

河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮の情報区分には、警戒レベル（1～5）が付いて発表されます。また「警報」と「特別警報」の間に、警戒レベル4相当の情報として「危険警報」が新設されました。

今回の変更は、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮のみを対象としたものです。暴風・大雪・暴風雪などについては、変更ありません。なお、洪水注意報・洪水警報は廃止され、大雨に関する情報が基準となります。

日野町防災アプリ



災害時の緊急情報から、普段の生活に役立つお知らせまで、いち早く確実に届く「日野町防災アプリ」をぜひダウンロードしてください!

Android用 iPhone用



地域防災室(総務課内) ☎ 0748-52-6500

現在、福祉医療費受給券をお持ちの方へ

現在お持ちの福祉医療費受給券は、7月31日で有効期間が満了となります。

8月以降も引き続き受給資格がある方には、7月下旬に新しい受給券を送付します。

更新手続きが必要な方には案内を送付していますので、期日までに提出してください。また、新たに受給資格に該当すると思われる方はご相談ください。

なお、新しい受給券がお手元に届いていない場合や住所・氏名などに変更があった場合は、すみやかに住民課保険年金担当までご連絡ください。

◎乳幼児の受給券は就学前の3月末、小中学生は中学校卒業の3月末、高校生等は18歳到達年度末までで有効期間が満了となります。



注意

保育所・学校などで加入している「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の災害共済給付の対象となる受診について、町では災害共済給付を優先いただいていますので福祉医療費受給券を使用されないようお願いいたします。受給券を使用されると保護者の方から福祉医療助成額分を返金していただくこととなりますので、ご注意ください。



住民課 保険年金担当 ☎ 0748-52-6584

国民健康保険

8月1日から有効の「資格情報のお知らせ」 または「資格確認書」を郵送します

有効期限が7月31日となっている国民健康保険「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」は、8月1日以降使用できなくなります。

お手元の資格確認書等の有効期限が切れる前に、ご自身のマイナ保険証の登録状況に応じて、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付します（7月上旬から順次郵送予定）。

マイナンバーカードを持っている

はい

健康保険証として
利用登録済である（※1）



（※1）ご自身の保険証利用登録状況については、マイナポータルでご確認ください。

いいえ

はい

マイナポータル

いいえ

「資格情報のお知らせ」が 郵送されます

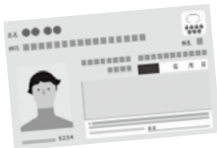
普通郵便にて「資格情報のお知らせ」を郵送します。

【医療機関等の受診方法】

⇒医療機関等では「マイナ保険証」をご利用ください。

カードリーダーの不具合など、医療機関でマイナ保険証を利用できない場合は、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」をセットで提示することで、保険診療が受けられます。

※「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません。
※マイナ保険証での受診等が困難な方（ご高齢の方、障害のある方等）には、申請により資格確認書を交付します。



「資格確認書」が 郵送されます

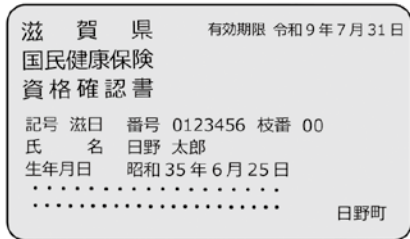
簡易書留にて「資格確認書」を郵送します。

【医療機関等の受診方法】

⇒医療機関等で「資格確認書」を提示してください。

保険診療が受けられます。

※現在お持ちの「資格確認書」は、有効期限が切れた後、ご自身で破棄してください。



◆有効期限について

	70歳未満の方	70歳以上の方
資格確認書	令和9年7月31日まで	
資格情報のお知らせ	有効期限なし（※2）	令和9年7月31日まで（※3）

（※2）保険情報の変更がない限り、70歳の誕生日月までお使いいただけます。

（※3）70歳以上の方の「資格情報のお知らせ」には、前年の所得に応じた医療費自己負担割合（2割または3割）の記載があるため、有効期限が令和9年7月31日までとなっています。

問 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584